

森林認証日本森林技術協会システム

日林協認証ロゴマーク使用要領



一般社団法人 日本森林技術協会
Japan Forest Technology Association

最終
更新日

2017/9/1

目的 1. 当文書は、(1) (一社) 日本森林技術協会 (日林協) の認証における以下のロゴマークの管理 (使用を含む) について定めるものである。

(2) 日本適合性認定協会 (JAB) の認定シンボル、(3) Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes (PEFC) の PEFC ロゴ、(PEFC ロゴについては、SGEC が PEFC の委任を受け発行している。)(4) SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council) の SGEC ロゴマーク (5) 日林協認証ロゴマーク

日林協においては、上記を踏まえ、その細部について規定するものである。

目次

第1章	定義.....	3
1.1	JAB の認定シンボル	3
1.2	PEFC ロゴライセンス	3
1.3	SGEC ロゴマーク	4
1.4	日林協の認証ロゴマーク	4
第2章	JAB 認定シンボルの管理方針	5
2.1	JAB 認定シンボルの入手	5
2.2	日林協の使用上の制限.....	5
2.3	日林協の使用権	6
第3章	PEFC ロゴの管理方針.....	6
3.1	PEFC ロゴの入手.....	6
3.2	PEFC ロゴライセンスの使用上の制限	7
第4章	SGEC ロゴマークの管理方針.....	7
4.1	SGEC ロゴマークの入手.....	7
4.2	SGEC ロゴマークの使用上の制限	7
第5章	日林協認証ロゴマーク使用の規則	7
5.1	日林協の使用権	7
5.2	認証取得者の使用権	8
5.3	日林協認証ロゴマークの表示.....	8
5.4	日林協認証ロゴマークの使用期間と使用停止	9
第6章	JAB 認定シンボル及び日林協認証ロゴマーク管理手順.....	9
第7章	付属書.....	10
7.1	JAB 認定シンボル及び日林協認証ロゴマーク使用ガイダンス	10
7.2	認定認証書上の表示方法	12
7.3	製品上・製品外使用の表示方法	12

関連文書等

JAB「認定シンボル使用規則 JAB N410:2015」(第16版:2015年9月1日)

PEFC ロゴ関連文書

- PEFC ロゴ使用規則—要求事項 第2版 PEFC ST2001:2008
- 林産品の CoC—要求事項 第2版 PEFC ST2002:2013
- PEFC 使用ツールキット第2版
- PEFC 使用ツールキット補足説明
- PEFC 認証制度の管理運営 PEFC GD 1004: 2009
- PEFC 評議会による PEFC ロゴライセンスの発行 PEFC GD 1005:2012

SGEC ロゴマーク関連文書

- 文書2 SGEC 認証制度の管理運営に関する文書
- 文書3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン
- 文書4 SGEC-CoC 認証ガイドライン
- 附属文書2-1 別紙 SGEC ロゴマーク
- 附属文書2-2 SGEC ロゴマークの使用要領
- 附属文書2-2-1-1 SGEC ロゴマークライセンスの発行について
- 附属文書2-2-1-2 PEFC ロゴライセンスの発行について
- 附属文書2-2-1-3 SGEC ロゴマーク/PEFC ロゴライセンスの発行手続きについて

JAB の認定シンボル及び日林協認証ロゴマークの使用権限の根拠

- JAB の認定シンボル: 認定番号: P0090、認定対象: 製品認証機関、2015.10.27 認定
- 日林協認証ロゴマーク: 商標登録番号第 5795845 号、H27.10.2 登録

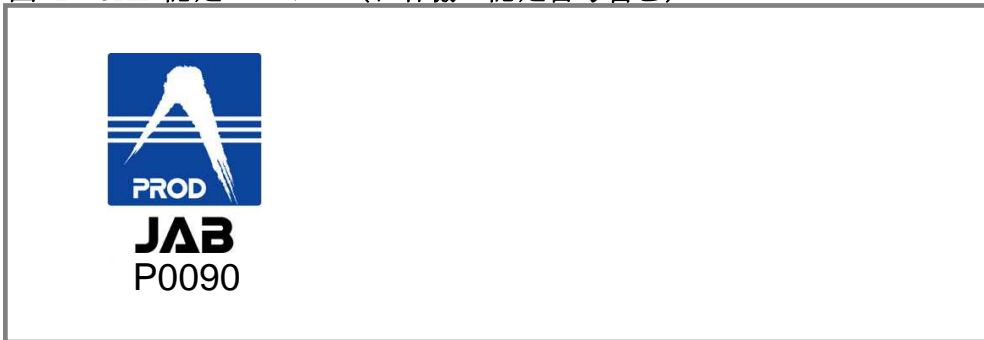
第1章 定義

1.1 JAB の認定シンボル

JAB の認定シンボルとは、日林協が、公益財団法人 日本適合性認定協会 (JAB) によって認定された認証機関であることを示すために、JAB より交付されるシンボルである。以降、JAB 認定シンボルと呼ぶ。

(日林協の認定番号：P0090、認定対象：製品認証機関、2015.10.27～)

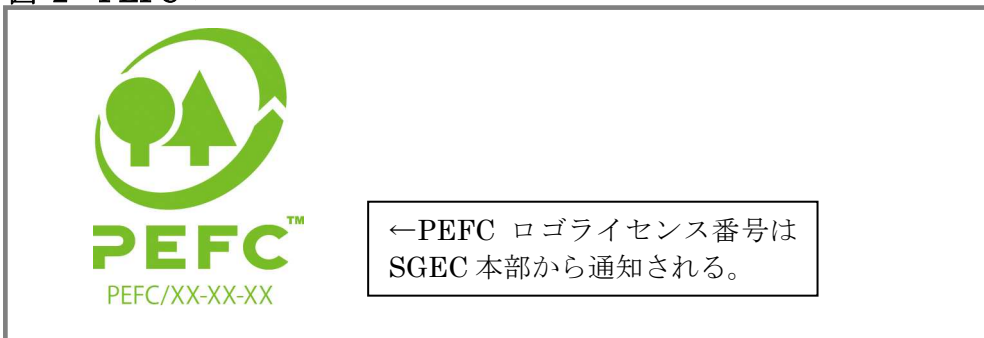
図 1 JAB 認定シンボル (日林協の認定番号含む)



1.2 PEFC ロゴライセンス

PEFC ロゴライセンスとは、SGEC 本部が日本の PEFC 認証管理団体として、PEFC 評議会との間に締結する PEFC 認証制度の管理に関する契約により、PEFC の委任を受けて、SGEC-森林管理者、SGEC CoC 管理事業体又は PEFC-CoC 認証企業等に対して発行を行うものである。以降、PEFC ロゴと呼ぶ。

図 2 PEFC ロゴ



- 1.3 SGEC ロゴマーク
 SGEC ロゴマークとは、SGEC 本部が管理しており、SGEC-森林管理者、SGEC-CoC 管理事業体等に対して発行するものである。以降、SGEC ロゴマークと呼ぶ。

図 3 SGEC ロゴマーク



- 1.4 日林協の認証ロゴマーク
 日林協の認証ロゴマークとは、ある組織が、認証機関である一般社団法人日本森林技術協会（日林協）によって認証されたことを示すために、日林協より交付されるロゴマークである。以降、日林協認証ロゴマークと呼ぶ。
 （日林協認証ロゴマークの商標登録番号第 5795845 号、H27.10.2 登録）

図 4 日林協認証ロゴマーク（登録商標（左）と SGEC FM 認証の場合の表示（右））



第2章 JAB 認定シンボルの管理方針

日林協は、JAB の「認定シンボル使用規則 JAB N410:2015」の事項を遵守する義務を負うものとする。

2.1 JAB 認定シンボルの入手

JAB の認定審査により認定の授与が決定され、日林協は、JAB と契約（認定契約）を締結したため、JAB 認定シンボルを使用することができる。

JAB から日林協に JAB 認定シンボルの清刷が提供され、その使用条件は次のとおり。

JAB の「認定シンボル使用規則 JAB N410:2015」抄 （清刷：きよずり）

6. 清刷

6.1 清刷の使用

6.1.1 認定の授与が決定された後に、本協会から機関に認定シンボルの清刷を電子ファイルで提供する。

6.1.2 認定シンボルを印刷物やウェブサイトを使用する場合は、本協会が提供した清刷を適切に複製して使用しなければならない。また、複製にあたっては解像度や色調など品質の低下を招かないよう適切に行わなければならない。

6.1.3 清刷は、本協会が提供した一体の状態で使用しなければならない。分解、組み替え等を行って使用してはならない。

6.1.4 認定シンボルを縮小又は拡大して表示する場合は、本協会が提供した清刷の縦横比を維持し、これを変更してはならない。

6.1.5 清刷は、解像度を低めるなど、本協会が提供した状態よりも画像を劣化させる改変を行ってはならない。

6.2 清刷の管理

6.2.1 機関は、本協会が提供した清刷を適切に管理しなければならない。

6.2.2 機関が、他者に本協会の清刷の複製を提供した場合、提供を受けた者に、清刷を適切に管理するよう要求しなければならない。

2.2 日林協の使用上の制限

JAB の「認定シンボル使用規則 JAB N410:2015」の附属書 A 認証機関に対する規定に沿って、次のとおり定める。

（附属書 A の内容は、日林協用に調製されている）

認証取得者は、JAB 認定シンボル使用の場合、下記を含め、当規程に従うものとする。

- 1) JAB 認定シンボルは、日林協認証ロゴマークを近傍に置き、組合せで使用しなければならない。JAB 認定シンボルのみを単独で使用していると誤解を生じさせるような方法で使用してはならない。（A1）
- 2) 特定のプログラム（例 SGEC）のみに関する認証文書に、当該プログラム以外のプログラムも表示された JAB 認定シンボルを使用することはできない。（A2）
- 3) 日林協は、この規則に則った管理方針として当文書をもち、それに基づき認証取得者に JAB 認定シンボルを使用させることができる。（A3）

- 4) 日林協は、認定の一時停止があった場合、当該一時停止期間中において、該当する初回認証又は認証の拡大に関する決定に伴った JAB 認定シンボル付きの認証文書、証明書等を発行してはならない。
また、JAB が、認定の一時停止の決定にあたり、JAB 及び／又は認定システムの評価を損ない、又は社会的信用を失墜させると判断し要求した場合、再認証の決定に伴った JAB 認定シンボル付き認証文書、証明書等の再発行の停止、及び／又は既に発行された JAB 認定シンボル付き認証文書、証明書等の回収など必要な処置を実施しなければならない。(A4)
- 5) 認定の取消し又は認定範囲の縮小となった場合、日林協は、その対象となる認定範囲に係り、JAB 認定シンボル付き認証文書、証明書等を回収するものとし、影響を受けたすべての被認証組織、認証された要員等のリストを JAB に提出することとする。(A5)

2.3 日林協の使用権

日林協は、JAB によって認定された範囲において、JAB 認定シンボルを次のように使用することができる。

JAB 認定シンボルを使用する場合は日林協認証ロゴマークと「組合せ」で並列表示しなければならない。

- 1) 日林協が発行する**認定認証書上**の表示（後述の付属書参照）
- 2) 日林協が発行する認証の取得者の会社案内書、ホームページ、パンフレット等、広報活動文書への**認定認証書の画像**の印刷、貼り付けにおける適切な範囲での許可。
- 3) 日林協の会社案内書、ホームページ、パンフレット等、広報活動文書への印刷、貼り付けにおける適切な範囲での許可。
- 4) 日林協の名入り封筒、用紙等への印刷、貼り付け。
- 5) 日林協の看板等の広告構造物、映像、電子媒体等への印刷、貼り付け。
なお、JAB 認定シンボルを使用したことによって、その対象物（広告構造物、映像、電子媒体等）そのものの特性機能が保証されたと誤解を与えないように、認証範囲を明記すること。
- 6) 日林協の製品カタログ等の認証生産物に関する説明書における適切な使用。
- 7) 日林協の認証審査員の名刺への使用。ただし、認証された範囲の業務に従事する者のみが使用できるものとする。
- 8) 日林協の製品の輸送時の大箱等への印刷、貼り付け。
- 9) 日林協が認証を授与した認証取得者に対して、所定の条件の下に、使用権を許可できる（第 6 章及び第 7 章参照）。

第3章 PEFC ロゴの管理方針

日林協及び認証取得者は、PEFC ロゴの使用に際しては、以下の事項を遵守する義務を負うものとする。遵守されない場合には、日林協は、是正処置の要求、違反の公表、認証の一時停止／取消し等の処置をとるものとする。

3.1 PEFC ロゴの入手

日林協及び認証取得者は、SGEC 本部に PEFC ロゴ使用許可申請し、PEFC ロゴ使用契約を締結した後に、PEFC ロゴを使用することができる。

SGEC 本部から PEFC ロゴが提供され、その**使用条件は「PEFC ロゴ使用ツールキット」によるものとする。**

なお、「PEFC ロゴ使用ツールキット」は SGEC 本部から送付される文書に従い、インターネットから取得するものとする。

3.2 PEFC ロゴライセンスの使用上の制限

PEFC ロゴライセンス取得者は、PEFC ロゴ使用規則、PEFC ロゴ使用ツールキット第 2 版及び PEFC ロゴ使用ツールキット補足説明に従うものとする。

第4章 SGEC ロゴマークの管理方針

日林協及び認証取得者は、SGEC ロゴマークの使用に際しては、以下の事項を遵守する義務を負うものとする。遵守されない場合には、日林協は、是正処置の要求、違反の公表、認証の一時停止／取消し等の処置をとるものとする。

4.1 SGEC ロゴマークの入手

日林協及び認証取得者は、SGEC 本部に SGEC ロゴマーク使用許可申請し、使用契約を締結した後に、SGEC ロゴマークキットが提供され、SGEC ロゴマークを使用することができる。

4.2 SGEC ロゴマークの使用上の制限

SGEC ロゴマークライセンス取得者は、SGEC 文書の附属文書 2-1 別紙「SGEC ロゴマーク」、附属文書 2-2 「SGEC ロゴマークの使用要領」、附属文書 2-2-1-1 「SGEC ロゴマークライセンスの発行について」、附属文書 2-2-1-2 「PEFC ロゴライセンスの発行について」、附属文書 2-2-1-3 「SGEC ロゴマーク/PEFC ロゴライセンスの発行手続きについて」に従うものとする。

第5章 日林協認証ロゴマーク使用の規則

日林協及び認証取得者は、日林協認証ロゴマークの使用に際しては、以下の事項を遵守する義務を負うものとする。遵守されない場合には、日林協は、是正処置の要求、違反の公表、認証の一時停止／取消し等の処置をとるものとする。

5.1 日林協の使用権

日林協は、日林協認証ロゴマークを次のように使用することができ、**森林認証室が日林協認証ロゴマークの管理を行う。**

下記の「認定認証書」とは、日林協が認証機関として JAB より認定を受けた範囲で発行する認証書を指す（以下、同様）。

使用権の具体的内容は、2.3 と同様とする。

5.2 認証取得者の使用権

- 1) 認証取得者は、日林協より日林協認証ロゴマークの使用許可を得た場合は、日林協認証ロゴマークと JAB 認定シンボルを組合せて使用し、認定認証書上と同様の並列表示を行う限りにおいて、次の事項について使用することができる。

※SGEC 附属文書 2-2 SGEC ロゴマークの使用要領とほぼ同様の構成

※SGEC ロゴマークライセンスの発行は SGEC 本部が行うこととなった。

(ア) 製品上使用

下記の他、SGEC 附属文書 2-2 を踏まえ「購入者や一般消費者が特定の製品に言及していると考え、そのように理解するようなロゴマーク使用法は製品上使用と見做される。」こととする。

- ① 認証取得者の有形製品上への直接使用（包装なしの場合）、個別に梱包、容器、包装された製品、又は、製品輸送に使用される大型の箱、木枠などに使用される場合
- ② 特定の製品に関連する形で文書類に使用される場合（請求書、出荷票、広告物、説明書など）

なお、製品上使用の場合、上記の並列表示に下記の注記を加えることとする。

「JAFTA は ISO/IEC 17065 認定取得機関です。」

(イ) 製品外使用

製品外使用とは、前記以外の使用であり、特定の製品や SGEC 認証森林に由来する原材料に言及しない場合であり、例えば普及用印刷物などでの使用がある。具体的には下記のとおり。

- ① 認証取得者の会社案内書、ホームページ、パンフレット等、広報活動文書への認定認証書の画像の印刷、貼り付けにおける適切な範囲での許可。
- ② 認証取得者の名入り封筒、用紙等への印刷、貼り付け。
- ③ 認証取得者の車輻、社屋等の構造物、映像、電子媒体等への印刷、貼り付け。
- ④ 認証取得者の製品カタログ等の認証生産物に関する説明書における使用。
- ⑤ 名刺への使用。
- ⑥ その他、認定認証書以外のもの。

- 2) 認証取得者は、製品の特性機能が保証されたと誤解を与える可能性のある表現をしてはならない。

5.3 日林協認証ロゴマークの表示

- 1) 日林協及び認証取得者は、付属書（第7章参照）の表示方法にしたがい、日林協認証ロゴマークを表示しなければならない。
- 2) 日林協認証ロゴマークを縮小または拡大して表示する場合には、上記 1) でロゴマークとして示された全ての部分を均一に、縮小または拡大しなければならない。
- 3) 日林協認証ロゴマークを JAB 認定シンボルや他の認証機関の認証ロゴマーク、もしくは認証取得者の使用するマークとともに使用する場合には、それぞれが同一の縮尺寸法で、かつ、それぞれが独立して識別できるように表示しなければならない。
- 4) 日林協認証ロゴマークの印刷で使用する色は、白黒によるものとする。

5.4 日林協認証ロゴマークの使用期間と使用停止

- 1) 認証取得者は、認証された有効期間内においてのみ、日林協認証ロゴマークを使用することができる。
- 2) 認証取得者は、認証有効期限を過ぎた場合、日林協認証ロゴマークの使用を停止しなければならないことから、**認定認証書**を破棄する。
- 3) 認証取得者は、認証範囲を縮小した場合、縮小した範囲にかかわる日林協認証ロゴマークの使用を停止しなければならないことから、当該の**認定認証書**を破棄しなければならない。
- 4) 認証取得者は、認証を一時停止または取り消された場合、直ちに日林協認証ロゴマークの使用を停止しなければならないことから、当該の**認定認証書**を破棄しなければならない。
 なお、認証一時停止の場合には、認証一時停止解除後に、**認定認証書**の再発行を受けることができる。

第6章 JAB 認定シンボル及び日林協認証ロゴマーク管理手順

JAB 認定シンボル及び日林協認証ロゴマークについては、日林協が管理を行うことから、管理手順を以下のように定める。また、PEFC ロゴ及び SGEC ロゴマークについては、SGEC 本部が管理することになっているため、SGEC-森林管理者、SGEC-CoC 管理事業体等に対して、その旨説明することとする。

(1) 日林協は SGEC-森林管理者、SGEC-CoC 管理事業体等が JAB 認定シンボル及び日林協認証ロゴマークを利用できるよう、ロゴマーク使用許可申請書を準備する（日林協 HP に掲載）。

(2) 日林協は SGEC-森林管理者、SGEC-CoC 管理事業体等から提出されたロゴマーク使用許可申請書を確認し、適切な利用がされると判断した場合、JAB 認定シンボル及び日林協認証ロゴマークの清刷を提供する。

(3) 日林協は SGEC-森林管理者、SGEC-CoC 管理事業体等から提出されたロゴマーク使用許可申請書を保存しておくものとする。

第7章 付属書

7.1 JAB 認定シンボル及び日林協認証ロゴマーク使用ガイダンス
日林協認証ロゴマークは、認証スキームの制度文書、日林協の関連文書に沿って発行された認定認証書において使用されるものとする。

認定認証書上の表示においては、下記事項に留意する。

7.1.1 JAB 認定シンボルについて
JAB の「認定シンボル使用規則 JAB N410:2015」に沿って、次のとおり定める。

- 1) 認定シンボルを縮小、または拡大して表示する場合は、縮小または拡大後のロゴ部および認定プログラム・認定番号部を同一比にすること。
- 2) 認証シンボルを日林協の認証マークと共に使用する場合には、各々が同一サイズ、かつ、独立して識別できるようにすること。

図 5 JAB 認定シンボル（製品認証）の構成



配色等仕様：

JAB の「認定シンボル使用規則 JAB N410:2015」抄

4.2 認定シンボルを印刷物又はウェブサイトなどに表示する場合の色は次のとおりである。

a) 上部の図形の背景は青色

(印刷物上は DIC-579 (RGB={0,98,157} HTML=[#00629D])、Pantone300C 又は相当) を用いることを原則とする。青色に代えて黒色、灰色、金色又は銀色を使用することも可能とする。内部の白抜きは図形の背景との対比が明瞭な無地とし、図形の下「JAB」の文字、認定プログラム略号及び認定番号の色は黒色とする。

b) 認定シンボルを単色刷りの印刷物に使用する場合は、a)に関わらず、認定シンボル全体を、当該印刷で使用されている同一の色で表示してもよい。この場合、認定シンボル全体を地色との明瞭な対比をもたせて表示しなければならない。

JAB の「認定シンボル使用規則 JAB N410:2015」抄 (清刷：きよずり)

6. 清刷

6.1 清刷の使用

6.1.1 認定の授与が決定された後に、本協会から機関に認定シンボルの清刷を電子ファイルで提供する。

6.1.2 認定シンボルを印刷物やウェブサイトを使用する場合は、本協会が提供した清刷を適切に複製して使用しなければならない。また、複製にあたっては解像度や色調など品質の低下を招かないよう適切に行わなければならない。

6.1.3 清刷は、本協会が提供した一体の状態で使用しなければならない。分解、組み替え等を行って使用してはならない。

6.1.4 認定シンボルを縮小又は拡大して表示する場合は、本協会が提供した清刷の縦横比を維持し、これを変更してはならない。

6.1.5 清刷は、解像度を低めるなど、本協会が提供した状態よりも画像を劣化させる改変を行ってはならない。

6.2 清刷の管理

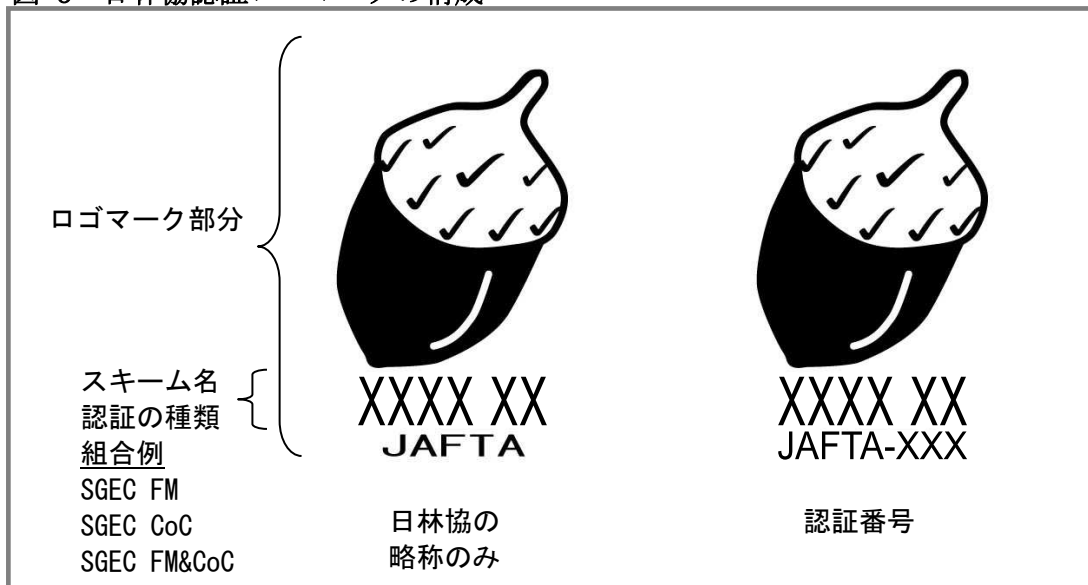
6.2.1 機関は、本協会が提供した清刷を適切に管理しなければならない。

6.2.2 機関が、他者に本協会の清刷の複製を提供した場合、提供を受けた者に、清刷を適切に管理するよう要求しなければならない。

7.1.2 日林協認証ロゴマーク

- 1) 日林協認証ロゴマークを縮小、または拡大して表示する場合は、縮小または拡大後のマーク部およびロゴ部を同一比にすること。
- 2) 日林協認証ロゴマークを認定シンボルまたは他の認証機関の認証マークと共に使用する場合には、各々が同一サイズ、かつ、独立して識別できるようにすること。

図 6 日林協認証ロゴマークの構成



配色等仕様： 黒白のみ

7.2 認定認証書上の表示方法
 左に日林協認証ロゴマーク、右に JAB 認定シンボルを配置する。

図 7 SGEC の認定認証書上の日林協認証ロゴマークと JAB 認定シンボルの並べ方

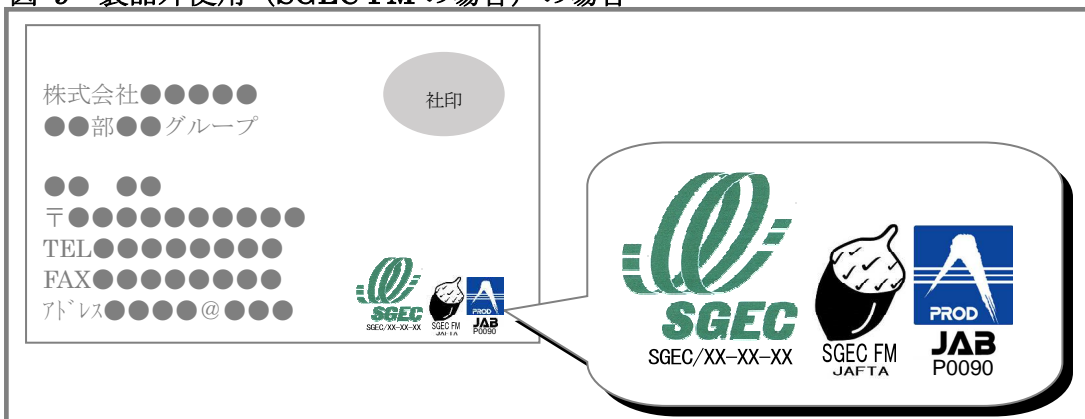


7.3 製品上・製品外使用の表示方法
 図 8 製品上使用 (SGEC CoC) の場合



※SGEC ロゴマークを表示すること。

図 9 製品外使用 (SGEC FM の場合) の場合



※SGEC ロゴマークを表示すること。

※当文書は理事長の判断により改廃する。

平成 28 年 6 月 4 日改定 SGEC と PEFC の相互承認に伴う変更

平成 29 年 1 月 30 日改定 JAB 移行審査に伴う修正

※PEFC ロゴの管理方針の追加

※JAB 認定シンボル及び日林協認証ロゴマーク管理手順の追加

平成 29 年 9 月 1 日改定 文書見直しによる修正